

「光のページェント HiKARi MiRAi」イルミネーション等設置業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

「光のページェント HiKARi MiRAi」イルミネーション等設置業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和9年1月29日まで

3 実施目的

「光のページェント HiKARi MiRAi」は、邑楽町シンボルタワー未来MiRAi周辺をイルミネーションで飾り付け、幻想的な空間を演出させるものである。また、隣接する多目的広場にはタワー展望室からの眺望を楽しめたり、期間限定の特別なデジタル演出等を行うことにより、展望室への誘客を図っている。これらの業務を公募型プロポーザル方式にて実施事業者を選定することにより、高度なノウハウを取り入れ、より誘客が図れるものへと醸成することを目的とする。

4 実施期間

- (1) 開催期間 令和8年11月20日から令和9年1月24日まで
- (2) 施工期間 令和8年11月4日から令和9年1月29日まで
※ただし、11月1日開催の邑楽町産業祭に影響のない部分はこの限りではない。
- (3) 撤去期間 令和9年1月25日から令和9年1月29日まで

5 点灯時間

17時00分から21時00分までを基本とする。

6 契約上限額

金5,500,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

7 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 令和8年度、令和9年度において邑楽町競争入札参加資格を有する業者であること。ただし、資格を有さない業者は「9 プロポーザル

について」を参照のこと。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。

(5) 邑楽町の指名停止の措置要綱の規定に基づき指名停止措置を受けていないこと。

(6) 租税(国税、県税、町税)を滞納していないこと。

(7) 暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び邑楽町暴力団排除条例(平成24年邑楽町条例第17号)第2条第2号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)に該当しないこと。

(8) (7)に掲げる者から委託を受けた者でないこと。

(9) 過去5か年程度の間イルミネーションの施工実績があること。

8 業務内容

本件業務委託の内容は次のとおりとする。

(1) 飾り付ける電球等の資材は、邑楽町商工振興課が所有する別紙資材リストの資材を使用することを基本とし、提案上不足する分については提案者の持ち備えている資材または新規購入もしくはリース等により追加することとし、必要に応じて見積りに算入する。なお、商工振興課所有資材のすべてを使用しなくても良い。

(2) 飾り付けるエリアについては、シンボルタワー敷地内及び多目的広場の一部とする。なお、それ以外の場所に飾り付けを行う場合については、契約協議時に別途協議を要するが、提案書に盛り込むことについては否定しない。

(3) イルミネーションの点灯時間については、24時間タイマーにより制御することを基本とする。

(4) イルミネーション用の電源については、シンボルタワー及び多目的広場の既設屋外コンセントを使用し、適宜延長コードや分岐タップ等を使用して差し支えないが、歩行者や通行車両等の妨げにならないよう配慮すること。また、電気容量等に注意するとともに、漏電や火災等の防止に努めること。なお、電気料金は邑楽

町が負担することとするが、節電には配慮すること。

- (5) 作業車両、機材の制限は特に設けないが、必要に応じて養生等を施すこと。また、現地調査を行い、適切な施工を心懸けること。
- (6) イルミネーションの設置デザインについては、当事業の実績写真等を十分参考にして前年を上回るものとなるよう心懸けること。

9 プロポーザルについて

(1) スケジュール

参加申込期間 令和8年6月4日から7月3日まで
参加資格審査 令和8年7月8日（立ち会いは不要）
企画提案書受付 令和8年7月13日から7月27日まで
プレゼンテーション審査 令和8年7月31日
結果通知・候補者との交渉 令和8年8月上旬
契約締結 令和8年10月

(2) 参加申込み（資格審査）

当プロポーザルに参加を希望する者は、以下に従い必要書類を提出すること。

○提出期間 令和8年6月4日から7月3日まで
（開庁日午前8時30分から午後5時15分まで）
※郵送等の場合は7月3日の消印まで有効。なお、郵送等により提出する場合、送付した旨電話連絡すること。）

○提出書類

- ア 参加申請書（別紙様式1）
- イ 類似業務実績書（別紙様式2）
直近5年程度の間に実施した実績について記入すること。また、1業務につき2～3枚程度の象徴する写真を添付すること。（元請け・下請けの別を記載のこと。）
- ウ 業務体系図（任意様式）
本業務に係る体制及び配置予定者を記載すること。（業務の一部について再委託を予定している場合その旨明確にすること。）
- エ 暴力団排除に関する誓約書（別紙様式3）（ぐんま電子入札共同システムに登録のあるものは除く）
- オ 会社更生法及び民事再生法の適用を受けた者でないことの誓約書（別紙様式4）

カ 市区町村税完納証明書（完納証明書の発行をしない自治体の場合は、令和5・6・7年度の納税証明書または非課税証明書）

※登録業者以外の場合は以下の書類も合わせて提出すること

キ 履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書：1部

ク 財務諸表（直近2ヵ年度分）：1部

○提出場所 〒370-0692群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1
邑楽町役場商工振興課

○提出方法 持参または郵送（※宅配便可）

○資格審査 提出のあった書類をもとに商工振興課にて資格審査を行い、その結果を速報としてFAXで通知するとともに郵送にて本通知する。

（3）企画提案書の提出について

資格審査を通過した者は、以下に従い企画提案者を提出すること。

○提出期間 令和8年7月13日から7月27日まで

（開庁日午前8時30分から午後5時15分まで）

※郵送等の場合は7月27日の消印まで有効

○提出内容

提案書は日本工業規格A4サイズを基本とし、それ以上のサイズの資料を添付する場合もA4サイズに折り込むこと。また、提案書には、以下の項目を盛り込むこと。

ア 提案のコンセプト

イ 配置計画図（地上絵図案含む）

・被写体を入れて撮影映えするスポット等の設置が望ましい。

・地上絵はタワーとの距離、角度の関係から、必要に応じて座標の透視変換等をするなどし視認しやすい図案を工夫すること。

・写真やイラスト等を用いて、計画内容をイメージしやすい資料作成を心懸けること。

ウ 使用資材集計表

・既存使用、新規購入、リース等の別を記載すること。

エ 工程表

オ 緊急時の対応

カ 見積金額（内訳含む）

・撤去費用も盛り込むこと。(既存資材の収納先は多目的広場敷地内倉庫とする。)

○提出部数 10部

○提出場所 〒370-0692群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1
邑楽町役場商工振興課

○提出方法 持参または郵送(※宅配便可)

○その他

ア 本プロポーザルに関し、提案者側に生じる費用については、すべて提案者の負担とする。

イ 契約候補者決定後、協議の上、業務委託契約の仕様について確定させる。その際、提案の内容について、予算の範囲内で修正等を求める場合がある。

ウ 採用した提案書等の著作権は邑楽町に帰属する。

(4) 質疑及び回答

提案書作成にあたっての質疑は、別紙様式5によりFAXまたはメールにておこなうこと。なお、回答は質疑者のみにFAXまたはメールにて送付することを基本とするが、審査の公平性に影響すると思われる事項等情報の共有化を図ることが望ましいと認められる回答は、全参加者へ送付する場合もある。

○受付期間 令和8年7月13日から7月22日まで

(5) 現地調査等

提案書作成にあたって、現地調査及び資材確認等を希望する者は、電話にて申し出た上で日程の調整を図ること。

(6) プレゼンテーション審査

○審査日時 令和8年7月31日 午後(予定)

※時間については、資格審査後に通知する。

○審査内容 提案書をもとに15分間のプレゼンテーション(以下、「プレゼン」という。)をおこなう。プレゼンには商工振興課で準備したPC及びプロジェクターを使用することとし、プレゼンに必要なデータをCD-Rに焼き込み審査日当日に持参することとする。なお、プレゼン時に新たな資料の追加提出及び資料の差し替えは認めないが、提案内容を補強・補完する資料はその限りではない。プレゼンののち10分間の質疑応答時間を設けるが、参加申請時の書類(類似業務実績書、業務体系図)も質疑の対象範囲とし、包括的に審査・選

定することとする。

○審査者 「光のページェント HiKARi MiRAi」イルミネーション等設置業務委託事業者選定委員会委員

○審査基準 総合的観点の配点30点、計画性・安全性の配点30点、デザイン性の配点80点の合計140点とし、審査委員が採点した得点を全委員で合計したものを合計得点とし、合計得点が最も高い参加事業者を優先交渉権者として選定する。また、合計得点の6割を最低基準とし、最低基準点に満たない参加事業者は採用しない。参加事業者が1者のみの場合でも審査を行い、最低基準点をみたしていれば、優先交渉権者として選定する。合計得点と同点の場合は、全ての選定委員の多数決により選定する。

○結果通知 審査の結果、契約候補者となった者に決定通知書をもって通知する。それ以外の者については、選定結果通知書をもって通知し、いかなる異議申し立てにも応じない。また、選考経過等については公表しない。

○契約協議 契約候補者となった者と、業務委託契約の内容について確定させる協議をおこなう。提案内容を基本とするが、双方納得の上、計画の修正等もおこなうことがある。協議成立後、契約を締結することとする。

10 その他の事項

- (1) 当町は、冬季は西風が強く吹くため、当該期間それに耐えうるものとする。高所に設置するものは特に注意すること。
- (2) 参加を申請したのちに辞退する場合は、別紙様式6号に辞退理由を添えて手続きすること。
- (3) 選定委員会の構成員、参加者名簿等の内容についての質問は一切受け付けない。また、異議申し立ては認めない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項は、協議の上決定する。

11 事務局

邑楽町役場商工振興課

所在地 〒370-0692 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野 2570 番地 1

ホームページアドレス

<https://www.town.ora.gunma.jp/>

電子メールアドレス commerce@swan.town.ora.gunma.jp

TEL 0276-88-5511 (代表) 内線(121)

0276-47-5026 (ダイヤルイン)

FAX 0276-88-3247

(別紙様式1)

「光のページェント HiKARi MiRAi」イルミネーション業務
公募型プロポーザル参加申請書

標記業務に参加したいので、関係書類を添えて申し込みます。

なお、この参加申請書及び関係書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

邑楽町長 橋本 光規 様

申請者 住所
会社名
代表者職・氏名

印

連絡先担当者 所属・職・氏名
電話番号
FAX 番号
E-mail

(別紙様式2)

類似業務実績書

会社名 _____

業務実績については、次のとおりです。

No	年度	発注者	事業費(千円)	業務名・業務内容
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

- 直近5年程度の間実施した実績について記入すること。
- 1業務につき2～3枚程度の象徴する写真を添付すること。(どの業務の写真か明確にすること。)
- 業務名・業務内容の枠に(元請け)・(下請け)の別を記入すること。
- 記入欄が不足する場合は適宜追加して記入すること。

(別紙様式3)

暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

邑楽町長 橋本光規 あて

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、群馬県警察本部又は群馬県内警察署に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を邑楽町長から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - (5) 自己、自己の法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 2 1(1)から(8)までに掲げるもの（以下「暴力団等」という。）を下請契約等の相手方にしません。
- 3 下請契約等の相手方が暴力団等であることを知ったときは、当該下請契約等を解除します。
- 4 自己、自己の法人その他の団体又は下請契約等の相手方が暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、邑楽町長に報告し、警察に通報します。

(別紙様式4)

令和 年 月 日

邑楽町長 橋本 光規 様

住 所

会社名

代表者職・氏名

印

会社更生法及び民事再生法の適用を受けた者でないことの誓約書

私は、「光のページェント HiKARi MiRAi」イルミネーション等設置業務委託の申請及び審査にあたり、下記記載事項を了解したうえで、次の事項について誓約します。

記

当法人（私）は、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者ではありません。

【記載事項】

審査後、本誓約事項の内容に違反した場合又は虚偽の申告をしたことが判明した場合には、参加資格を取消す場合があります。

なお、参加資格取り消しに伴う損害については、邑楽町は責任を負いません。

(別紙様式5)

令和 年 月 日

質 疑 書

住 所

会社名

代表者職・氏名

印

担当者氏名

電話番号

FAX 番号

E-mail

件名 「光のページェント HiKARi MiRAi」イルミネーション業務に関する質疑

質 問 事 項

--

(別紙様式6号)

令和 年 月 日

辞 退 届

邑楽町長 橋本 光規 様

住 所

会社名

代表者職・氏名

印

令和 年 月 日付けで参加申請した「光のページェントHiKARi MiRAi」
イルミネーション業務公募型プロポーザルについて、参加を辞退いたします。

辞退理由
